

令和3年度原子力防災訓練について

「美浜地域の緊急時対応」*¹の改善を図るための訓練実施にあたっては、福井エリア地域原子力防災協議会を構成する国、地方公共団体等として必要な措置を講じ、継続的な美浜地域の防災体制の充実に繋げることをとする。

具体的な措置については、秋ごろの訓練実施を予定している福井県*²をはじめ、関係各県の訓練計画を踏まえつつ、今後、美浜地域分科会において調整する。

*1 第5回福井エリア地域原子力防災協議会（令和3年1月5日）において確認、
第11回原子力防災会議（同年1月8日）に報告し、了承

*2 福井県議会第411回(6月)定例会厚生常任委員会 安全環境部長報告(令和3年6月29日)

(参考)「防災基本計画 第12編 原子力災害対策編」から抜粋

- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
- 国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。

以 上